

岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義等)

第2条 この要綱において「セルロースナノファイバー」とは、木材をナノメートル単位まで表される程度の直径にまで解きほぐした植物繊維のことをいう。

2 この要綱において補助金の交付を申請することができる者は、岡山県内（以下「県内」という。）に主たる事務所、工場又は研究施設を有している企業とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の申請をすることができない。

(1) 県税及び手数料を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の目的)

第3条 この補助金は、次代を担う新たな産業分野として県内の木質バイオマス産業を育成するため、セルロースナノファイバーの実用化に向けた試行に取り組むために必要な経費の一部を補助することにより、セルロースナノファイバーの実用化の促進を図ることを目的とする。

(交付対象事業の内容等)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助対象経費、補助額及び補助率は別表のとおりとし、知事が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その内容を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の承認に際し条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(軽微変更)

第9条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次に掲げる場合をいう。ただし、補助金申請額の増額を伴う場合については、この限りでない。

(1) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲において、原材料の数量、機械等の細部仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更で、各配分額の20パーセント以内の流用をする場合

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(成果発表等)

第11条 補助事業者は、知事が補助事業の成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該完了の日から30日を経過した日又は交付のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事の求めに応じて中間実績をとりまとめ、提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求等)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精算払)請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還が期限内になされない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後10年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、当該補助事業者に入収があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権等」という。)を補助事業の実施期間又は補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年以内に出願し、若しくは取得し、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定したときには、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する産業財産権等は、補助事業者に帰属するものとする。ただし、補助事業者は、補助事業により生じた産業財産権等を出願するときは、県の補助事業の成果によるものである旨を明記するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

※この事業は、「森づくり県民税」を活用して行っています。

別 表

補助事業者	県内に主たる事務所、工場又は研究施設を有している企業	
事業内容	セルロースナノファイバーの実用化に向けた試行への取組	
要件	<p>①セルロースナノファイバーの実用化に向けた試行であること。</p> <p>②試行に用いるセルロースナノファイバーは、市販品及び県内外のサンプル提供企業から提供されたサンプル品とする。</p> <p>ただし、県産材を原料としたセルロースナノファイバーを用いた試行は必ず実施すること。</p>	
補助限度額	500千円/件	
事業期間	交付決定日から、その日の属する年度の2月末日までとする。	
補助率	補助対象経費合計額の4/5以内 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。	
補助対象経費	旅 費 全補助対象経費の1/3未満	<ul style="list-style-type: none"> 開発を行うために直接必要な旅費 ※国内を原則とする。 ※所属機関の旅費規程等により算定された額とするが、タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。
	材 料 費	<ul style="list-style-type: none"> 開発を行うために直接必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	物 品 費	<ul style="list-style-type: none"> 開発を行うために直接必要な工具、器具及び備品の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費
	外 注 加 工 費	<ul style="list-style-type: none"> 原材料等の加工を外注する場合に要する経費 ※構築物、機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く。
	技術指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関等への測定、分析、試験又はプログラム作成の委託等に要する経費
	研究機関負担金	<ul style="list-style-type: none"> 公設試験研究機関、大学等研究機関との共同研究契約を締結する場合における当該研究機関に支払う経費

※消費税、振込手数料は補助対象経費に含まない。

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金交付申請書

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 住 所
(統括者)機 関 名 (法人名)
役職・氏名 (代表者の役職・氏名) 印

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、次のとおり交付を申請します。

1 交 付 申 請 額 令和 年度 円

2 補 助 事 業 の 内 容

(1) 申請者の概要 別紙「申請者の概要書」のとおり

(2) 実用化に向けた試行の概要

I. 実用化に向けた試行のテーマ名
(本欄は採択となった場合、公開（プレス発表）することがあります。)
II. 実用化に向けた試行の概要

(3) 実用化に向けた試行に係る経費区分 別紙「試行に係る経費の区分」のとおり

別紙

申請者の概要

1 申請者（統括者）の概要

機関名	
所在地	
部署名	
担当者名	
資本金（出資金）	
機関の事業概要	
連絡先	〒 電話 FAX E-mail

※暴力団の排除に係る誓約書を添付してください（共同開発の場合は、統括者のみ）。

※県税の完納証明書を添付してください（共同開発の場合は、統括者のみ）。

2 共同開発者（単独開発の場合は不要）

機関名	
所在地	
部署名	
担当者名	
資本金（出資金）	
機関の事業概要	
役割	
連絡先	〒 電話 FAX E-mail

※役割の欄は、当該開発における担当業務内容等を詳しくご記入ください。

共同開発者との役割が分かる開発体制図を添付していただいても構いません。

※共同開発者が複数の場合は、上記表をコピーの上、作成してください。

試行に係る経費の区分

1 経費の区分

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備考（積算根拠）
計				

（注意事項）

- 1 経費の内容（内容、数量、単価等）は「備考」の欄に詳細に記載してください。
- 2 積算が確認できる見積書の写しを添付してください。
- 3 交付決定がされた場合、支出が確認できる証拠書類の保存が必要です。
- 4 企業案内等があれば添付してください。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 住 所
(統括者) 機 関 名 (法人名)
役職・氏名 (代表者の役職・氏名) 印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金に係る
補助事業（内容・経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 住 所
(統括者) 機 関 名 (法人名)
役職・氏名 (代表者の役職・氏名) 印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業を下記
の理由により中止（廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56
号）第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）するテーマ名

2 理 由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

機 関 名（法人名）

役職・氏名（代表者の役職・氏名）

印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金
に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業を完了
（廃止）しましたので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の
規定に基づき報告します。

記

1 補助金額

2 事業実施状況

別紙補助事業実施状況報告書のとおり

別紙「補助事業実施状況報告書」

1 担当者名等

担当者名・連絡先	
----------	--

2 事業報告書

別添のとおり（書式自由）

3 支出明細書

(経費を用途別に具体的に記入のこと)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備考 (積算根拠)
計				

4 出張記録

月 日	出 張 者	出張目的、場所	所 要 金 額

(注意事項)

- 1 使途別の領収書等の写し及び旅費（懇親会経費は補助対象外）の出張記録の写しを添付のこと。

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
機 関 名（法人名）
役職・氏名（代表者の役職・氏名） 印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金概算払（精算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助金について、
岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第15条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円也

1	交付決定額	円
2	概算払受領済額	円
3	今回請求額	円
4	残 額	円
5	振 込 先	

（金融機関名）

（預金種別）

（口座番号）

（口座名義）

※カタカナ

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

機 関 名（法人名）

役職・氏名（代表者の役職・氏名）

印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金
に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助金により取得した財産を、下記により処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第7号（第19条関係）

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

機 関 名（法人名）

役職・氏名（代表者の役職・氏名）

印

令和 年度岡山セルロースナノファイバートライアル支援補助金
に係る産業財産権取得等届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業に関し、
下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、岡山セルロースナノファイ
バー試行（トライアル）支援補助金交付要綱第19条の規定により届け出ます。

記

- 1 種 類（番号及び産業財産権の種類）

- 2 内 容

- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）